京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十四年紀元二千五百七十一年
本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅錢▲三ヶ月前金九十錢▲六ヶ月前金一圓八十錢▲郵稅一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人　高木久馬太
印刷人　松久神一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所　京城新報社

●朝鮮會社令細則

朝鮮總督府令第六十六號
會社令施行規則左の通定む
明治四十三年十二月二十九日
朝鮮總督　子爵　寺内正毅

會社令施行規則

第一條　會社令第一條の許可を受けむとするときは無限責任社員たるべき者又は發起人の全員の署名捺印したる申請書に左記事項を記載したる書面及事業目論見書を添附し之を朝鮮總督に差出すべし
一　會社の目的
二　會社の種類
三　會社の商號又は名稱
四　資本の總額
五　合名會社に在りては其の社員たるべき者の氏名、住所及其の出資の種類、合資會社に在りては無限責任社員たるべき者の氏名、住所及其の出資額
六　株式會社又は株式合資會社に在りては發起人の氏名、住所、其の引受くべき株式の數及其受くべき特別の利益並報酬額、金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者の氏名、其の財産の種類、價格及之に對して與ふる株式の數並會社の負擔に歸すべき設立費用
七　本店及支店の所在地

第二條　會社令第三條の許可を受けむとするときは申請書に左記事項を記載したる書面及事業目論見書を添附し之を朝鮮總督に差出すべし但し朝鮮に於て事業を營むことを主たる目的とせざる會社にして朝鮮に支店を設くるものに在りては朝鮮に於ける事業目論見書を添附すへし
一　前條第一號乃至第四號に揭げたる事項
二　合名會社に在りては其の社員の氏名、住所、合資會社又は株式合資會社に在りては無限責任社員の氏名、住所
三　株式會社に在りては役員の氏名、住所
四　本店及支店の所在地

第三條　會社令第一條又は第二條の許可を受けたる者にして前二條に揭げたる事項を變更せむとするときは朝鮮總督の許可を受くへし但し氏名又は住所の變更及朝鮮に於て事業を營むことを主たる目的とせさる會社にして朝鮮に支店を設くる者の前條に揭けたる事項の變更は朝鮮に於ける支店所在地の變更を除くの外遲滯なく之を朝鮮總督に屆出つるを以て足る

第四條　朝鮮總督は必要ありと認むるときは會社の業務、財産の狀況を檢査し又は會社をして業務財産の狀況を報告せしむることを得
朝鮮總督は會社に對し監督上必要なる措置を命ずることを得

第五條　會社の成立、解散、本店若は支店の開設、閉鎖又は事業の開始、中止、廢止は遲滯なく其の旨を朝鮮總督に屆出つへし

第六條　會社令第十七條の會社は本令施行の日より六月内に免許狀、定款及左記事項を記載したる書面を添附したる屆書を朝鮮總督に差出すへし
一　設立後の經過
二　業務、財産の狀況
三　前項の會社は本令施行の日より六月内に其の本店及支店の所在地に於て商法第五十一條、第百七條、第百四十一條又は第二百四十二條に依る登記を爲すへし
前項に依り爲したる登記は本令施行の日に於て之を爲したる者と看做す

第七條　會社令第十八條の會社は前條第一項に準し本令施行の日より一月内に屆出を爲すへし其の既に爲したる登記は本令に依り之を爲したるものと看做す其の未た登記を爲さゞるものは前條第二項に準し本令施行の日より一月内に登記を爲すへし

第八條　朝鮮外に於て設立したる會社にして會社令第十九條に該當するものは外國に於て設立したるものを除くの外第六條第一項に準し本令施行の日より二月内に屆出を爲すへし但し朝鮮に於て事業を營むことを主たる目的とせさる會社にして朝鮮に支店を有するものに付ては第六條第一項第一號及第二號の事項は其の支店に關するものに限ることを得
前項の會社にして其の既に爲したる登記は本令に依り之を爲したるものと看做す其の未た登記を爲さゞるものは第六條第二項に準し本令施行の日より二月内に登記を爲すへし

第九條　朝鮮外に於て設立し朝鮮に於て事業を營むことを主たる目的とする會社にして朝鮮に本店又は支店を設けすして本令施行の際其の事業を營むものは外國に於て設立したる者を除くの外本令施行の日より二月内に會社令第二條の許可を申請すへし
前項の許可を受けたる會社は許可の日より三月内に朝鮮に本店又は支店を設くへし
第一項の申請を爲したる會社は許否の指令を受くるまで從前の例に依り事業を繼續することを得許可を受けたる會社が其の本店又は支店を設くるまで亦同し

第十條　本令に依り朝鮮總督に差出すへき書類は會社の本店又は支店の所在地を管轄する地方長官を經由すへし

第十一條　會社の業務を執行する役員又は朝鮮外に於て設立したる會社の朝鮮に於ける代表者は左の場合に於て一年以下の懲役若は禁錮又は二百圓以下の罰金に處す第一號の場合に於て會社成立前に在りては無限責任社員たるへき者又は發起人を處罰す
一　第三條の規定に違反し又は第一條又は第二條の屆出を爲さゞるとき
二　第四條第一項の規定に違反して報告を爲さず若は虛僞の報告を爲し又は檢査を妨け若は事實を隱蔽したるとき
三　第四條第二項の命令に從はざるとき
四　第五條の規定に違反して屆出を爲さゞるとき
五　第六條乃至第八條の規定に違反して屆出又は登記を爲さゞるとき

附　則

本令は會社令施行の日より之を施行す

●各道の徴税成績

昨臘十二月十五日迄の半島各道租税收入は統監政治以來曾てなき好成績を示せるが箇は郡部の別なく各地平穩にして火賊等の被害極めて少きと近年稀有の豐作に由るといへども抑も亦徴税吏員が嚴正なる監督の下に在りて從來の如く收斂誅求を逞うすること能はずして人民の納入したる稅金が漸次政府に納入されつゝある狀況を人民が追々會得し來りて安んじて徴税に應ずるに至りし事が主なる原因と見るを至當とすべし今各道の租税豫算額、收入額、並に其步合を示せば左の如し

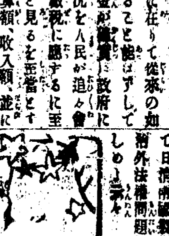
道別	豫算額	收入額	步合
京畿	五八四、九二三	一一七、八七七	一、九
忠北	三一九、〇三一	二九八、七四六	九、三
忠南	三一九、〇二一	二八六、七四六	九、〇
全北	七八四、八一七	五七〇、三五八	七、五
全南	八七三、一四一	七六一、九七三	八、七
慶北	七三〇、〇三四	五四二、〇三一	七、五
慶南	六八三、四七三	五三五、〇三四	七、八
黃海	五九七、五六四	四一九、六六九	七、〇
江原	一七一、一〇四	四一、〇八三	二、三
平南	二五三、一八九	一一五、三六八	四、五
平北	一六九、二八五	七三、一九〇	四、三
咸南	一八四、六九四	一一九、二三二	六、四
咸北	七四一、〇三二	二九、五一五	三、九
計	六〇六九、〇〇〇	四〇一七、三〇七	六、七

●清公使の朝鮮観

曩に朝鮮各地を視察して歸任せられたる清公使は往訪の客に語りて曰く予が朝鮮渡航の際は總督京城中なりしが山縣政務總監明石警務總長以下在留日本人實業家特に韓國銀行員三井物産員等諸君の歡迎を受け頗る滿足に感じ深く感銘する處なり元來今回の渡航は朝鮮の實情乃至商業狀態並に我清國人の現狀視察を以て目的としたり釜山は最も日本に近接したる良港にして將來商業の發達を促進するを信じて疑はず、清國商人は朝鮮内地至る所に散在せり清國側より見たる處は鎮南浦が最も有望にして築港工事竣成の上は大汽船の來往頻繁を極め殊に平壤に近接するを以て貨物集散の中心地點たらん事必せり新義州を視察したるが清人の在住數は寡少なりき、鴨綠江架橋工事成るの日に於ては鐵道以直に安東縣に直通するを[illegible]要するに朝鮮の北半島は商業範圍擴張の餘地あり南半島は釜山仁川等に於ては却て清國商人の勢力を張る餘地なしと觀測せらる或人は仁川は逐日衰微狀態に在る如く云へど同港は京城に密接なる地點にあれば此杞憂は謬し信用ならん、各地に散在する清人合計七八萬人に止まり京城最も多く平壤鎮南浦相踵ぐ形勢なり而して取扱商品は主として日清両國製絹布木綿金物雜貨等なり治外法權問題に就ては暫く緘默を守らしめ[illegible]

山中鹿之助

第四十八回　西尾麟慶演



されば之を丹波の大江山へ連れて参りますので、一日二日は始まりつかず、して都の方は常に遊出を致しません世間見ずと云ふ様なものでありまして播磨街道を横にして丹羽の奥へ往く山と道を参りますから殆んど違つた話、山でありますから始めて公卿侍は不審に思ひまして　侍「播磨街道はう山道では無いやうに聞き及んで居るが、至つて山道でありまする、我は都に居て居ながら名所古跡の話を聞ども實見は致さず百聞は一見に如かずと、見るとは聞くとは大ひに相違、何うも此の山路には降參を致したと、御話ながら籠脇に附て參ります、餘り不思議故之を尋ねると○「近道で御座ると云ふ七日で往く處を五日で往ふとするには難所を通り間道を往やうになると心得て居りました、段々に參るに從つて増々山深くなりますから、不審に思つて度々質ねますから○「エヽ喧しいやイ俺達はナ尼子家の家來でもなく、山中鹿之助どやらの家來でも無エや、山賊を稼業とするものだ、惡党だ九重姫を誘拐して來たのだ、手前杯を連れて往つても役に立たねエから、不憫ながら命は取つてやる」と云ひながら五六人の賊どもに切殺されましたが、輿物は離れて居りまして一向左樣な事は知れません、九重姫は籠の内におりまして左右を見まするさ云ふと、最ど物凄き處でありますから恐ろしく思召されて居りまする内に早くも大江の虎丸の住家岩石峨々として岩を重ね片へを見れば屏風を立たるが如く、猪猿も容易に通れまじき難所なり、四尺ばかりの道を斜に下り斜に上り彼方を見れば、間口十間ばかり入口と見へまして、其中を見まするど十間餘りと云ふものは平坦にして、前は樹木の枝を拂つて之を構へ、奥を見れば其深き事は三丁餘もあらうと云ふ、茲に天然の岩穴がありまして、之に住つて居りまする大江の虎丸は郷より致して金銀財寶を奪ひ取り又酒肴も上等なものを取て、身には錦繍を纒ひまする、其立派なる事は諸侯方と雖も及ばざる處の榮華を致して居ります、此處へ輿物を据ゑ、籠の戸を押開き九重姫と腰元の兩人の手を取て岩屋の奥へと誘ひまする、這は恐し何事ぞ播州上月の城と云ふは斯樣な處にてあるか、都の住居と比ぶれば何に例へん樣もなし、此處に鹿之助樣の在すかと思へば、只驚き案内につれて通りまするさ這は如何に、物凄い大の男が熊の皮の上に着座致して居ります九重姫腰元の兩人は慄と致して呆れ果て、物も云はずに居りまする折から右と左りにあつたる小賊ども○「れ頭まんまと首尾能く爲遂せました　虎「ム、でかした、酒宴の用意を致せ」と云ふ言葉の下より酒肴を取出します、虎丸莞爾と笑ひ　虎「ヤヨ九重姫、我を何んとや思ふ天子將軍にも從はざる大江の虎丸と云ふ大賊なり、今を去る事四ヶ年前、都清水に於て不圖見染め、二條の屋敷に於て其方の籠を奪はんとせし折に、何者なるか之を支へ望みを果さず、無念に月日を送る内、巡り〳〵て此度其方の文の我手に入りしも一ツの不思議なり、斯くまで心中男の豈夫惜うあるまい、近く寄て酌をしろ、と云はれ九重姫は大ひに驚きましたが、流石は堂上人の姫君、少しも恐怯ず　九「ヤ、汝等近寄て不禮なさば其儘にはいたすまじ、と帶の間より懷劍を取出して逆手に取りたまへば右と左りにありし小賊ども、ヤッとあきれて手も出さず、殊更女の身でありながら更に恐るゝ氣色もなきに、虎丸大ひに怒り傍らなる大刀を取て突立上り　虎「イヤ奇怪なる女め、さう吐しやア、可愛さ餘つて憎さが百倍覺悟に及」と云ふ小賊ども左右より九重姫を取圍みました側に居りました腰元　腰「ヤア無禮者觀念せよと短刀を拔て[illegible]らば切らんと身構へました、小賊は其勢ひにや恐れけん、間近く來つて手も掛兼互ひに顔を見合て居りました、



東京電報（四日着）

▲宮中の拜賀式 二日宮中に於て午前十時三十分天皇皇后兩陛下御出御あらせられ [illegible]

▲國民黨の年賀會 國民黨にては二日午前十時より同黨本部樓上に於て年賀會を催し [illegible]

▲東洋協會新年會 東洋協會にては [illegible]

▲阿部知事の招待 阿部東京府知事は [illegible]

三日の東京市況 [illegible]

▲大角力番附發表 [illegible]

▲淺間山又々鳴動 淺間山は又々鳴動 [illegible]

雜報

●滿洲馬賊と討伐 [illegible]

●御用始め 例年の如く四日より各官衙、役所、公共會社は御用始めを爲し一同は夫れ々々挨拶をなせり

●李王職官制 一月一日より實行 李王職官制は去る三十日皇室令第三十四號を以て發表されたるが其の條文及附則左の如し

李王職官制

第一條 李王職は宮内大臣の監理に屬し王族及公族の家務を掌る

第二條 李王職に左の職員を置く 長官、次官、事務官、賛侍、典祀、典醫、屬、典祀補、典醫補、技手

第三條 長官は一人勅任とす [illegible]

[illegible]

附則 本令は明治四十四年一月一日より之れを施行す

[illegible]

▲同第十九號 宮内官朝鮮、臺灣、樺太旅費規則

●徳壽宮と王世子 客臘三十日我が 天皇陛下より東京御留學中なる昌徳宮若宮殿下へ歳末の御贈品として銀屏風一雙料紙一箱の二箇を賜はり山内式部官御使として鳥居坂なる御用邸に赴き別に左の聖旨を傳へたり

本年も無事に學科を修めたるをよろこぶ猶寒中に際し益々健康ならん事を祈る

と王世子殿下は直ちに右の趣を徳壽宮李太王殿下に電報を以て御通知相成りたるに李太王は 聖上の御思召に感激し遥かに王世子の多幸あるを祝し賜ひしが王世子は元旦午前九時兩陛下に拜謁、更に二日午後三時東宮御所を御訪問申上げ皇太子殿下に拜顔新年の賀儀を申述べたる旨逐一電報を以て徳壽宮へ御通信ありしより李太王殿下には感激措く能はず四日答電を發し兩宮の平和なる新年を報じ兼ねて王世子殿下の益々學事に勉勵し鴻大無邊なる聖恩に答奉すべき旨懇々慰勉し玉ひたる由

●總督邸の新年宴會 五日は新年宴會の當日なるを以て同日午前十一時三十分總督邸に山縣政務總監を始め各部長官明石警務總長兩局長以下各課長參集寺内總督の挨拶に次で盛大なる新年宴會を開催すべし

●總督邸の福引會 五日午後七時半より總督邸に於て福引會を開催の筈にて當日は各部長官同夫人、明石警務總長各局長同夫人以下五十四名參集せらるべき由なれば定めし盛なるべし

●各國領事と總督 寺内總督は來る八日午後より總監邸に各國領事を招待し盛宴を張る筈なり

●各道鮮人と新年 併合後第一回の新年とて半島一圓瑞祥の發露たるものあり殊に昨今に至り聖旨の存するところ漸やく上下に徹底したる爲め一千二百万の新附の鮮民は孰れも聖恩を奉祝せざるはなく數百年來の秕政一朝にして革まり野に草賊の横行を絶ち各自授産の恩惠に浴し百事舊態を一新して面目頓に改まれるより各道鮮人は團体と個人とを問はず上下貧富を論せず一樣に國旗を掲げ或は門松を飾りて聖代の新春を謳歌祝華したる由なるが就中江原道地方の民情極めて平穩にして日鮮人聯合新年名刺交換會を春川警察署擊劍場に開催せしに來會者約三百餘名にして此日降雪し且つ塞冷烈しかりしも見物人多く會場の左右を取捲き日鮮人は三々伍々隊を爲し祝杯を擧げて聖世の新年を謳歌するの光景は頗る盛況を極めたる由なり

●總督邸の晩餐會 三日午後六時より寺内總督は同官邸に李王殿下、山縣政務總監、倉富、石塚、木内、宇佐美の各部長官、外波少將、明石警務總長、渡邊高等法院長、國分檢事長、鈴木、小松、兒玉の各局長、津野中佐、藤田大尉、藤波通譯官、荻田書記官及び李澤公、李載公、李完用伯、閔丙奭、朴齊純、高永喜、趙重應、李容植、李秉武、尹德榮の各子爵、高義誠、尹澤榮侯爵等を招き晩餐會を開き歡會したるは午後十時なりしと

●京畿道廳の拜賀式 京畿道廳にては元旦午前九時半新廳舍二階大廣間に御眞影を奉安して拜賀式を行ひたるが日鮮人の參賀するもの頗て多かりしと

●各貴族の答禮 別項記載總督の新年招宴に對する答禮として四日午前十一時より朴齊純子、閔丙奭子、尹德榮男等は總督を訪問したり

●王家の新年宴會 李王家にては來る六日午前宮内官一同を内邸に召され兩殿下も御食卓を倶にせられ新年祝賀の内宴を催ふさるゝ由

●李王家の元旦 李王殿下には元旦午前九時半仁政殿東行閣に於て王家職員一同に酒饌を賜はり新年の賀儀を祝し高等官はいづれも殿下に拜顔して新春の御壽ぶきを申述べたり

●各學校と年賀 漢城々內の鮮人各學校は官立は素より私立學校と雖も併合後一回の新年を奉祝せん爲め國旗を交叉し門松を飾り御眞影を拜して君が代の曲を三唱し瑞氣堂に充ち今更に聖代の德化洽ねきを思はしめたるが各當共其筋へ達したる報告に徵すれば孰れも城内に於ける各學校の新年と擇ぶところなく半島一圓は茲に極めて泰平和なる年光を迎ねたり

●萬千閣の新年會 來る七日警務總監部警務課及び衛生合併にて萬千閣に盛なる新年宴會を開催する由なり

●土地調査局會議 土地調査局に於ては四日午前十時より地方に出張せし監査員會議を開き事務の打合せに就て協議するところありたり

●各道會計主任會議 四日午前十時より總督府内務部地方局に於て各道會計主任會議を開きたるが尚ほ來る八日まで會議を開くべしと

●練習艦の航程 舊臘九日機關少尉候補生を搭乘して横須賀を解纜したる軍艦津輕は本邦及び清國の沿岸を航行の筈にして來る三月二十二日頃仁川入港の豫定なるが其航程如左

入港		出帆
三月二十二日	仁川	同廿六日
同廿七日	竹敷	同卅日
同卅日	釜山	四月一日
四月二日	舞鶴	同十七日
同十八日	新潟	同二十一日
同廿二日	大湊	五月七日
五月八日	室蘭	同十一日
同十三日	横須賀	

●吉長線開通 吉長鐵道建設工事は其後着々進捗中なるが南滿線長春驛に於ける接續點より長春城東門外吉長長春驛間及び同驛より卡倫に至る總延長約十五哩間は既に竣工し昨臘三十日午前十時より試運轉を爲し午後祝宴を催し三十一日即ち清曆十二月一日より愈々其營業を開始す而して南滿線長春驛構内に於ける兩線接續の吉長線驛名を頭道溝驛と稱し東門外驛を長春驛と命名し頭道溝驛には役員として驛長及び助役其他五六名の驛員を駐在せしむることとし當分の内長春驛前支那宿を驛員宿舍として居住せしむるに決したり尚列車の頭道溝驛に至る方向を上りとし吉林に向ふ方位を下りと定め毎日上下六列車を運轉せしむと云ふ

●上海航路除外品 一月一日より南滿鐵道主要驛と上海間に改正實施さるべき貨物列車便に依る貨物運賃輸送規則中左記の品目は石油、生石灰と同樣特に承認したる場合の外其取扱を爲さゞるものとし二十九日付滿鐵社報を以て追加發表されたり

アセチリン、ベンジン、ベンゾリン、ターペン、タイ、オイル、パラフィンオル、石腦油、ナフタ、ナフタリン、エーテル、アルコール類

●結氷と平南鐵道 （鎭南浦）昨臘三十日を以て海路との交通杜絶する事となつた南浦に例年ならば韓島によりて郵便物を初め諸種の貨物の陸送開始され所謂結氷時期となり海洋に於ける孤島の感あり一般商況の休眠期に入る筈なるも幸ひにして本年は平南鐵道の開通せるあり各地との交通は極めて敏速に極めて便利に續行することを得可きを以て同地を起點として集散する貨物は總て平南鐵道に據らざる可らかざることゝなりたる有樣なるが例年中止し居たる馬場齊藤兩精米所も機械の運轉を續行して精米の輸出を爲す可く航行杜絶に對し見越商品を輸入せざりし各商店も漸次輸入を開始す可く各貿易商も相場さへ引合ば米雜穀の集散に努む可く兎に角從來の所謂結氷時期とは全く商取引の變革さるゝものある可く同時に平南鐵道は比較的繁忙なるに至る可し

●奉安線乘車賃 安奉線列車乘車賃は一月十五日より改正せらるゝ筈なるが安東縣鷄冠山は廣軌、鷄冠山本溪湖間は從來の狹軌、本溪湖奉天間は廣軌列車にて主要驛間の賃金額如左

		一等	二等	三等
△安東縣より	鷄冠山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		特等	並等	
△鷄冠山より	草河口	[illegible]	[illegible]	
	橋頭	[illegible]	[illegible]	
	本溪湖	[illegible]	[illegible]	
		一等	二等	三等
△本溪湖より	撫安	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	奉天	[illegible]	[illegible]	[illegible]

●本溪湖炭坑合併 大倉組と清國側との合辦組織なる本溪湖煤礦有限公司は愈よ一月一日より實行するに決したる由なるが細目の一二に關し協定未濟の件あるも同月末迄には解決する筈にて若し纏まらずとするも合辦實施後の協定に委する事とし合併實行には差支なき由又從來の炭坑職員は別に異動なく清國側の職員續々來着しつゝ有りと云ふ

●吉林省の韓人 朝鮮併合以來は韓人の國境を超へて清國に轉入する者陸續たる有樣にて殊には僅々二三十に過ぎざりしもの昨今既に戸數一千八百四十餘戸人口一萬二千餘名に達したるが尚ほ依然増加の趨勢を示しつゝありと云ふ

●選擧名簿と謄寫 既報の如く當民團議員選擧名簿は去一日より縱覽を許可し居れるが明けまして芽出度の元旦早々より是れの謄寫を申出つるもの多く同日は十餘名を算せしが同二日は尚は二三名を増加し三日は甚だ尠かりしも四日は御用始とて彼れ此れ取込みの眞最中早天より詰かけたるもの二三を見受けたれば前日にも立勝りて繁昌する事ならんが偕て妙な事には何れも名簿の謄寫のみにて自個の權利を尊重する所以より名簿の一覽を乞ひたるものはタッタ一名なりしと申すまでもなく是等謄寫連中は候補運動の用に供する爲めなるが噂によれば某氏などは元日悉皆謄寫を了へ其夜直に印刷に附し翌二日よりは是れを運動者に配附し盛んに東へ西へと人力車を飛ばしめ居れりと云ふ

●龍山の選擧形勢 民團議員選擧運動は名簿の縱覽開始に正月の屠蘇の香と云ふ油が乘りて次第々々に市も榮え來りしが京城の一部なる龍山に於ては既に候補を名乘出たるもの八名に及びそれ々々競爭運動に腐心し居れり由來龍山は其勢力三四派に分立しありて事每に鎬を削るの風ありしが此候補運動と與に又一二派を生じ甲を擠ぎ廻るもの乙を押立つるもの迭に異を樹て黨を構へ與に相下らざる勢ひなるが某觀測者の言によれば此一時的現象は到底選擧間際まで持續するものにあらず結局彼此聯合して二派位となり併かも其一派は土俵際に於て京城の某々派と提携聯合するに到るならんと

事實の如何は未だ斷言し難きも姑らく茲に附言し置くべし

民團議員豫選投票

民團議員豫選投票規定

一、京城民團民會議員適任者と認むる者弁名を有資格者中より選出する事

一、投票用紙は本新報に刷込ある用紙に限る事但し投票人は無記名とす

一、一枚の用紙に認むべき議員適任者の數は五人以内たるべき事

一、投票は本社前の投票箱に投入の事尤も郵送の分は京城新報社内豫選投票掛へ宛らるべし

一、締切は明治四十四年一月二十日とす但し日々に於ける投票の結果は日々の紙上に於て公にすべし

一、總開票は締切の當日若は翌日とす但其結果は本紙上に公にすべし

一、總開票立會人は追つて決定の上發表すべし

右以外必要の事は追次本紙上に廣告す

（同日締切迄の得票）

得票	氏名
四百五票	釘本藤次郎
三百五十八票	城六太郎
三百五十五票	和田常市
三百五十三票	中村再造
三百四十八票	森勝次
三百四十六票	中島司馬之助
三百四十二票	高橋章之助
三百三十六票	秋吉富太郎
三百二十五票	關繁太郎
三百十三票	山口太兵衛
二百八十五票	梶原末太郎
二百七十票	三好和三郎
二百六十一票	原勝一
二百五十八票	曾我勉
二百五十三票	田村義二郎
二百三十五票	兼古禮藏
二百三十三票	松永達二郎
二百三十票	大村百藏
二百二十六票	石井新
二百十九票	大久保雅彥
二百票	執行猪太郎
百九十六票	進辰馬
百九十一票	松浦源治
百八十二票	古城梅溪
百八十一票	増田三穗
百七十九票	小林藤右衛門
百七十七票	池田長兵衛
百六十一票	大村保太
百四十五票	阪敬明
百四十四票	石橋利三郎
百三十五票	菅原大太郎
百二十八票	田中始一郎
百十五票	伊藤友松
百六票	池田長次郎
百二票	淵上貞介
九十六票	佐野彥藏
八十三票	海津三雄
七十五票	德久米藏
七十二票	皆川廣濟
六十七票	國井泉
六十二票	佐々正之
五十八票	大坪文吉

注意

前號に發表せし得點者にて點數の其儘なるものは本日の表に加へず尚本日よりは五十點以下の得點は新候補者以外は掲載せず

▲仁川港の船舶出入▼

▲溫州丸 五日大阪より入港

▲大有丸 同 大阪より入港

▲京城手形交換高▼

	金高	枚數
一月四日	一〇二、一八二、八四	六七一

日英關税問題解決方法（一）

某名士談

△關税問題と條約改正 關税問題は畢竟條約改正に屬したる小問題なるも畢竟本年の條約改正と大關係を有する處より晩近世人の注目を惹くに至つたのである即ち條約を改正するに就いては帝國と關係列國との意思が合致しなければならん若し雙方の意思が合致しなければ條約の改正は行はれずして暫時日本と外國との間は無條約となるのであるから左迄重するに足らぬのであるけれども日本の同盟國たる英國との間に通商條約がなくなると云ふことは甚だ不詳のことである世人が關税問題の成行に留意するは當然のことである勿論斯る雙方の利益問題に付ては日本の方から云へば關税が高ければ夫れ丈け日本の貿易を保護することも出來れば又國家の收入を增加することも出來るから高きを希望するは無理はない、是と同時に又一面に於て英國の側から見れば元來が自由貿易國で商賣は旺盛の國である中々默つて居る樣子はないのである況や日本の商人と英國の商人とを比較するに利己心の强きことゝ權利を主張することに熱心なることとは出來ない成る論者は關税問題を非常に重大重視して本問題の爲め英國人の感情を害したならば日英同盟の基礎を動す樣に云ふけれども吾輩は夫程には考へて居らぬ

△日英同盟の起因（上） 吾輩は先づ關税問題を解決するに先立ち日英同盟なるものに付て評論する必要があらうと思ふ抑も日英同盟なるものは明治三十五年に成立したのであつて毫も關税問題には關係がないのである



活動寫眞 覆面子

謹んで諸君に告ぐ、客年より掲げ來りし活動寫眞、拙劣不熟なるにも不拘、喝采を得たるは實に望外の僥倖にして汗顔に堪へません、尚は本年は、所謂活寫的大熱心を以て諸君に相見ゆる決心です。不相變、御愛讀を願つて置きます。

三夜の南大門驛

新玉の年は茲にも返りて白妙の雪は南山を彩色して瑞氣祥雲、洽ねく韓土に充ちる。懸して三日の夜、屠蘇の香未だ我に殘るも春まだ寒き朔風を冒して南大門驛頭に身を顯はせば、年賀に來やらぬ紅顔に、只電燈の煌々として門松の翠色鮮やかなるのみ一等室には五六の丸髷婦人、誰れを待つらん晴なんぞ新婚旅行の郎と嫁とを迎ふる人なりとは其斷片にて知るを得た。

忠實なる機關士

は、新春陳例の餅を破り、午後八時十分に遅る僅かに四分、遠く釜山より列車到着の功を奏した。

丸義組の提灯

は例の丸髷婦人と他の新婚者らしき人とを迎へて去つた、嗚呼、ハーネムーンの新郎新婦、僕が想ひは忽ち靈南坂山の邊に迷ふた。

騎兵聯隊長中山大佐

は新任の命を帶びて來着された。人少なければ手荷物も少く、唯僅かに石川縣金澤市木村精一手荷物と書した五六の行李と、新橋揚南山町三丁目舷界カチの木札ある小行李あるのみ。

一等室の若夫婦
三等室の若夫婦

の二組は、兩々手を携へて、將に何れの地に旅行せんとする、揣摩臆測只僕の選ぶ所。只。

一句に鉄欄を合めて置く。驚に聞かな畫のささめ言

一等室の客と三等室の客

とを對照して、ふと面白き感を生じた、即ち一等室には備用の新聞雜誌がある、客は之を手にして口ハ讀みを事とするに反して三等室の客は幾錢かを投じて得たる新聞雜誌を繙く、之に於て、其人間の位置は轉倒する、位置ある者の口ハ讀み、何んたる矛盾ぞや、僕は思ふ寧ろ新聞雜誌は之を三等室に備へ付けべき性質を帶びて居るに、之れ最も大なる公德ではなからうか。

いいいいいいい午後十時二十分、新義州よりの列車到着すると共に南行車は同十時四十分寥々たる行人を拉して釜山に向つて發車せる異例を見、僕は始めて。

賞すべき定規の發着と特筆大書して、從業員の奮勉を喜ぶのである。

歸途電車に乘す、座に一客あり、車掌に向つて何處まで行くやと、答へて云はく鐘路迄なりと、客直ちに、しよろ/\と行るかと、蓋し新年劈頭の警句であらう、あゝ寒い。

雪中の寺内將軍

▽巡視大いに恐縮す

門松に綿帽子かぶらせし初春の雪一晌白皚々として野も山も甍も清淨の衣垢れなく見るからに心地よき元旦の屠蘇に醉ひしれたる年賀の客も途絶わたる眞夜中總督府の巡視の室の前に靴の音止まりてホト/\と扉を叩くものあり巡視は新春の祝酒に衾温かく今しまどろまんとする折柄なれば夜も更けたり所用もあらば明朝にせられよと答へたるまゝ衾をかつがんとしたるに開けよ所用あり開けよと戸外の人は尚も呼ぶ頻はしき事に思ひて巡視は聲を勵まし開ける必要なしと言放ちたるに佩劍の音戞々として是非共所用あれば之て放けよと需めて已まず佩劍の音に巡視も始めて褥を跳ね退け取締の巡撿にてもあるらんと扉を開ければコハ抑も如何に銀の一面に積士を包める庭の面に毅然として立てるは威容颯爽たる寺内總督なりけるより寢惚け眼の巡視はハッとばかりに恐縮して息もつげず先刻よりの無禮をひたすらに詫入りたる總督は無造作に巡視の宿直室に入り諄々として約二十分間職務の重んずべき事を諭告したりといふ半島の政務を統一し風紀頓に革まれる誠に總督が恪勤倦む事を知らざるによるものにして元旦の雪の夜に立てる將軍の威容そぞろに奧床しくも又勇ましといふべし

●消防出初式 今四日午前九時より警務總監部前庭に於て消防出初式を行ひたるが寺内總督、山縣政務總監も特に臨場し其他檜垣道長官〇城民長各警察署長、第一、第二、憲兵分隊長等も臨場し京城第一、第二第三、龍山昌德宮、德壽宮の常務消防隊等合せて二百餘名の消防夫は高田警視の指揮に依り一同部署に就き明石警務總長の檢閲を終りて今村南部警察署長は消防隊を代表して總長に挨拶し明石總長は更に訓示を爲し夫より梯子乘り喞筒運動消火器の實試喞筒放水の餘興あり明石總長は各消防組及常備消防隊へ酒一樽宛を送り猶ほ寺内總督よりも酒一樽宛を與へられたれば消防夫一同は無上の名譽とし十時三十分一同勇ましく引揚げたり

●仁川の初刃傷 仁川寺町二丁目浚渫船々夫佐藤鶴吉(三二)同濱口鶴藏(三八)の兩人は元日年始ながら同業者なる花町二丁目福和市三(四〇)方に至り三人にて一杯を傾け午後十一時頃迄飲續け居り四方山の話の末作業中の事より口論をなし遂に摑み合を始め佐藤は傍にありたる出齒庖丁を取るより早く濱口に斬り付け後頭部に輕傷を負はせ市藏の妻も左の手に輕傷を受けたるも元々酒の上の事とて示談にて事濟

●春の歌 秀峰

大和高麗一億万の蒼生の紅き頬にぞ春の香の浮く
賑ひつゝ來し成効の夢淡く重き常世の務め年經ぬ
天地は春となりけり安息の御子ら豐かに手毬唄謠ふ
覺へける春の色濃き振袖の君か頬にぞ燃ゆる喜悦
寒月・照・梅花・
敗れたる胸をし拔き一輪の梅に月さす窓にひた泣く

●馬鹿に強い官吏 仁川寺町税關官吏江島鹿太郎(三八)は年始廻禮の歸途酩酊して同町大佛湯前にて宮町三丁目福屋商店眞鍋保太郎に突き當りながら官吏に突當り無禮奴と眞鍋を毆打し居る處に巡回の警官取鎭め取調べたるも醉狂の上とて翌日謝罪する事にて是れも事濟み

●留置場破り捕る 客年十二月十二日午前七時龍山警察署留置場を逃走せし窃盜犯人福岡縣門司市新町一丁目士方職品川與一(三二)は山口警察署にて逮捕され龍山警察署よりは坂本刑事身柄受取りに出張せし由なり

●預つた物で賭博 明治町二丁目居住鈴木佐代吉(三二)は明治町一丁目金貸業森村太郎の厄介になり居る者なるが森が旭町二丁目山村某に金三百圓の債權あるを取立方依頼され元利金五百圓餘なれば訴訟提起せねば取れぬ故有体動産假差押申請す可しと稱し印紙代十六圓供托保證金として百圓の債券二枚を受領し乍ら手續をも爲さず知人なる曙町居住金光忠義と共謀賭博に費消したる事南部署村上佐藤川副の三刑事に探知され檢事局に送らる

●仁川の消防出初 仁川の消防出初式は例年の通り昨四日午前十時より警察署前に執行勢揃をなし山賀巡査指揮の下に日本公園に到り機械の點檢をなし終りて市中を一周して濱町海岸にて機械演習あり成績頗る良好なりし因に餘興には消防夫梯子乘り等あり一同整列の上紀念の撮影をなし引揚たるは午後一時なりし由

●本年の初火事 本町十丁目新町裏手洗濯業河村德次郎は三日午前中より年始廻りに行き下女一人留守番爲し居りたるに午後七時五十分頃ランプに火が入り發火して一家全燒諸道具等は勿論、洗濯品等全部燒火損害金二百餘圓なりと

●色餓鬼三人 仁川仲町三丁目船乘業仁保甚三(三七)同橋本德松(四二)同大須賀由太郎(四八)の三名は二日夜午後十一時頃花開洞鴇甫屋に至り明玉(二八)と云ふ鴇甫か一寸美しいのでイヽ年を仕つて居ながら三人にて爭を爲し摑み合を始めたるを明玉の母が仲裁したるに却て母を毆打したるより一同引致加説の上放還せり

●宿料の代に亂暴 山形縣東置賜郡犬川村大字黒川八百七十六番地當時住所不定鈴木丹作(三九)は一箇月前より中部後洞三十六統八戸金龍熙方に止宿せしが一定の職を有せぬ爲め宿主不審に思ひ宿料を請求せしに非常なる暴行を働き北部署に引致さる

●食て暴れて捕る 仁川府生れ當時住所不定金泰鎰(三七)は客年十二月三十一日憲兵補助員李元明と自稱し太平町飲食店金召史方にて暴行を働き西部署に引致され取調の結果前記の欣第判明餘罪ある見込みにて取調中

●元日早々に御用 仁川花町二丁目飲食店宗德辨三方にて一日午前四時頃日人四名にて丁半の眞最中其の筋の者に踏込まれ一同珠數繋取調中

●職業は窃盜なり 西部仁達坊礎井洞三十六統六戸權進淵(二八)は一定の職業なく窃盜犯の嫌疑ありて注意中の所去る一日西部署に引致取調の結果客年十一月十九日以降十四箇所に於て窃盜を爲したる事判明尚は餘罪取調中

●拾たり落したり 仁川寺町二丁目川瀬雜貨店前にて金品入の鐵入一個を同店にて拾得▲寺町一丁目木村虎次郎は二日午後二時頃京町通りまで勳七等の勳章を遺失▲本町四丁目川野自轉車屋内大草ミツは二日新町一丁目にて現金十圓と手形在中の紙入を拾得し屆出たるに寺町二丁目荒井市藏の遺失せしものと判明し同人に下渡し大草には二圓を謝禮せり

●敷島の遊客 元旦の屠蘇機嫌に乘じて浮れ込んだる一日二日三日迄の遊客數は二百五十三名にて此の散財金が七百八十三圓五十錢

●大日本國民中學會の新發展 東京神田駿河臺なる同會にては會長尾崎行雄氏歸朝と共に一大發展す可く先般來事務所増築に着手中なりしが昨臘其業を終へしを以て年と共に諸般の新設備新計畫を講義の中に加へ以て理想的通信教授どの世評に孤負せざるを期す可しと云へば中學科を完全に獨習せんとする人は此際の申込最も便なる可し講義見本つき規則書は同會事務所に申込次第進呈せらるゝ由なり

目ごと耳 (五日分)

●壽座 市川鯉三郎片岡橘十郎一座の代り狂言は前『高根雪伊達實記』にて對決まで切狂言は『名筆反魂香』吃の又平將監住家』の段にして重なる役割は左の如し 板倉内膳正、吃の又平(鯉三郎)神並三左衛門(三河藏)水戸光圀公、歌之介(我幸)淺岡、女房お德(豐三郎)松前鐵之助、伊安達藤(鶴三郎)荒木和助、土佐將監(橘若)片倉小十郎、原田甲斐(松十郎)

●舞歌伎座 元日開演早々より大人氣大入續きなる同座明晩の藝題は前狂言鎌倉山中狂言義士銘々傳の内岡野金右衛門繪圖面取り切狂言伊勢音頭

●浪花館 米枝一座の落語、手踊

▲平民文▼

▲明けまして御芽出度う御座います▲扨て三日の夜壽座を覗いた何んとか彼とか云ふた處でれ正月はれ正月である十分の入で請元は申すに及ばず座方一同大滿悦である▲藝風とか何んとか云ふ方は拙者の領分でない拙者の方は舞臺を見ずに見物人を見物するのが役目だ▲第一樓支店の美しいのが四五名丸髷姿で見物して居たが稀の目物の事とて珍らしいかして賑やかなことであつた、全体當地の見物衆はれ賑やかで任つしやる御陽氣で結構なことだ▲結構なもの内に許すべからざる女性の惡癖を認めたのが悲しむ▲开は東棧敷の七ツ目邊りに陣取つた立派な女彼れは蜜柑を貰つて來た小皿を拭ふて懷中した「コリャ好い皿だワね」と良人に私言つゝ▲余は彼れを追跡した彼れは……反省せよ(風眠子)▲醫師雇はれたし御一報次第參上(姓名在社)▲日進亭の吉子樣貴孃の〇〇さんは近日遠國に御出張せらるゝ想ですよサゾ/\貴孃も共に行きたいでしよ御察し申升(注進生)・中之新地梅の家の仲居女郎は金の有無は兎に角衣類の惡き物は初回はチヤホヤ云が再度よりは店に入る共一言たりとも言はぬ其々女郎等は大きな顏をして居るけれどもイロハのイの字も知る奴がない(野郎間)▲竹園町早川はバケツ製造所は先日私が仕入に行きましたが薄利で大勉強として近頃は電話もあり地方注文店の便利には振替口座もあり御ためしには注文して御らんなさい同所は朝鮮にをける信用の在る工場だ所主は親切の人だ一寸御禮まで申上升(地方商人)▲コレで此の投書は固る(係)▲近頃新聞の擴張は素晴しは廣告で冗談ぢやない當欄を濫用して一い市中を散歩して見ると玄關へ滿韓日報御斷り等と張紙さへして在る一つは統監府御用の新聞と稱して押さへられた東京のやまと新聞だ仲々新聞擴張の競爭が劇しいかゝる事して讀者がふへるかしらん小僧君どうです(老無野手)▲如何ですか子ー(小僧)

民團議員 豫選投票用紙
京城新報社

제593호 1911. 1. 5.

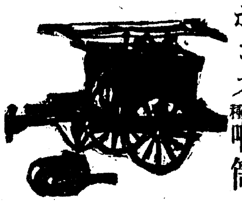
●諸公債諸株券 現物賣買、迅速確實に御取扱可申候兼業

諸官衙御用達 洋服小賣

京城本町三丁目 大坂野村德七代理店 田中友吉商店 電話九三九(夕)

謹賀新年

消防ポンプ各種喞筒



並に消防道具一式製造

大阪府御大阪市西區阿波座上通二丁目 警察部第四十一番屋敷 消防署 市役所 鐵道院 御用

大阪喞筒合資會社

電話長距離西千五百八十七番

社長 井上利兵衛
同 池田捨吉
同 森田彌太郎

資本金五百萬圓

神戸海上運送火災保險株式會社

出張所 京城明治町一丁目 (電話一九四九)

諸官衙御用品

無爆發 安心火止石油販賣部

石油各種 鑛油各種 御賣部

炭、薪、酒、醬油 日用食料品一式 小賣部

京城南山町一丁目百十四番戸

奈良屋商會 電話六八八番

●貸金 旭町二ノ一五 別府組向帳場前向小路 高橋

有裕者にて極秘密に低利融通可申候

質

京城太平町二丁目三番元黑澤邸跡確實に低利貸金融通す並古着賣買

宮永金藏 京城支店

質

京城旭町一丁目度支部官舍向側横路突當

旭町二丁目白府邸裏路曲突當

擴見質店

恭賀新年

一佛國レロイ社製壁紙各種
一英國ランカスター無地リノリユーム

右多數貯藏致居候間御注文願上候

京城エルロンドン商會

明治四十四年一月

吉岡信太郎 電話九九五番

廣告

來る明治四十四年一月四日より鐘路古市町間に左記電車停留所を設置致候に付謹告候也

鐘路古市町間電車停留所

鐘路、天一銀行前、黃金町通、韓國銀行建築所前、米倉町通、南大門内、南大門外、南大門驛前、吉野町、古市町分岐點

追而右區間は停留所以外に於ては停車不致候に付御承知相願度候

明治四十三年十二月

日韓瓦斯電氣株式會社

一日にして効能は現る



價 三日分 廿錢 七日分 四十錢 十四日分 七十五錢

本舖 日本大阪 高橋盛大堂

代理店 京城本町五 木下犬盛堂 同南大門三 新井藥房

到る所の藥店に販賣す

一月 正月卷 ●見よ本誌の新裝● 價五十錢 一冊五十錢 六冊二圓 前金一年二圓八十錢 稅二錢 郵

婦人畫報

讀物

眞の發展 井上哲次郎
新出版の書籍 澤柳政太郎
國の家庭の進歩 尾崎行雄
正月の遊び 巖谷小波

▼歌留多
▼女學生と新年 文學士 大槻快尊
▼玄關談 文學士 潮川克三
▼家事叢談 宮川すみ子
▼正月衛生 加藤照麿
▼年の始めと女の色々
▼汁の加減 西村寅三

畫報

●水仙 滿谷國四郎 美人畫三頁大三色版 書伯筆 雨
●閑院宮御邸其他の門松
樂しき正月と令孃
松方侯の金婚式と御下賜品
鳩山家のかるた會
伏見宮妃殿下
宮本博士夫人
馬上の江木博士夫人
十女王殿下御眞影
姬宮殿下の御歌留多
榊原女史筆美人畫二頁大石版
●新裝

●閨秀書家の書始め
●貴婦人の懇話會
●勅題に因める東髮
●東西樂界の名手
●令孃敎會の貴婦人
●當世假裝風俗
●小供の遊び色々
●十五名家の令孃
●九重の桐と伊藤氏
●三令孃の彈き初め
●婦人慰問會紀念會
●新裝の二夫人
●新案玩具と生花
●和歌式子の日遊び

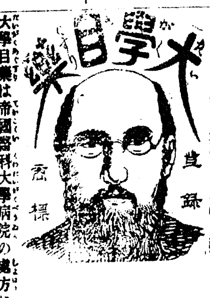
東京飯田町四ノ四 東京社 振替番町二一八 二三三九八一

讀物

新年と婦人 大隈伯 三宅雪嶺 新渡戶博士 中川校長 二輪田女史
樣々な正月 坪井正五郎 文學士 源良英
笑顏の研究 目賀田
我が家の新年 加納子爵 逸子、北里とら子 加藤眞佐子

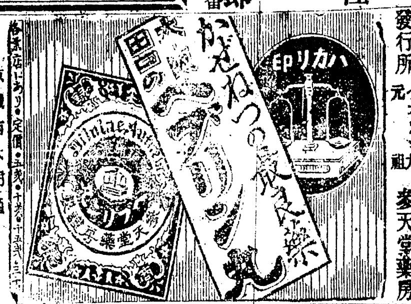
▼皇后陛下御歌
▼髮長姬 遠山稻子
▼和歌初學 佐々木信綱
▼呉服物の買ひ方
▼新炭 農學士 千村猛雄
▼變体假名 岡山高蔭
▼一月の趣味と教訓
▼初春の裝と正月惣菜

●かれこれと迷ふこと勿れ完全無缺の大學目藥あり



大學目藥は帝國醫科大學病院の處方に基きし貴重の製劑にして●流行目●トラホーム●風目●のぼせ目●かすみ目●直目●疲目其他眼病一切に可驚奇効あり

發行所 大阪市北濵一丁目 元ヘブリン丸組 參天堂藥房



各藥店にあり・定價・五包・十錢・十五包・三十錢

京城南大門通 新井藥房 電話一〇六八 九〇四番 振替口座韓國十六番

弦齋流割烹

すヾ祢

南山町二丁目 電話千五百二番

入院 隨意

京城西小門通六番戶

菅醫院 電話一三一五番

土地建物鑛山株券賣買

小林藤商店

貸家管理の嘱托を受く
一百町餘の果樹園適地買入たし
田、畓、山、金銀、黑鉛鑛買たし

商品其他擔保に貸金す
市外田畓山林未墾地鑛山賣物あり
市內家宅賣物數多あり

京城明治町三丁目 電話六五五番



朝鮮代理店 京城南大門通り 新井藥房

資本金五百萬圓

本店 東京日本橋區吳服町
支店派出所 橫濵 天津 釜山 京城

東京建物株式會社京城派出所

營業科目
土地建物抵當貸附
月賦償却建物建築
土地建物賣買紹介

京城旭町二丁目百十五番戶 電話番號一六八一番

自本町五丁目至新町裏門

無賃人車開通

牛鳥すき燒

牛 御一人前 二十錢
鳥 同 三十錢
長崎名物鳥の水煮 同 十五錢
薩摩汁 同 四十錢
たゝき 同 二十錢
さしみ 同 二十五錢
親子丼 同 二十錢
牛丼 同 二十錢

●御客様の御便利を計り本町五丁目早瀨組(目標あり)より當方迄特に無賃人車の便注相立て候間無御遠慮御利用被成下度
●確實廉價は當方の主意にして安い金にて充分御滿足なさる樣に相成り候温突ストーブ其他浴室の設備あり早朝より入浴御隨意の事
●仕出御料理は遠近と多少に不拘早速持參可致候

京城大和町三丁目井門の跡

きよ壽 電話千〇七十二番

義齒術全般

京城旭町一丁目

齋藤英壽 電話一四一四番

齒科診療

齒科醫 楢崎東陽

京城南山町二丁目(天真樓隣寫眞館跡)

電話千三百六十番

新年と諸君

營業科目

和洋紙類
印刷附屬品
印刷インキ
和洋書籍
防腐デシン
殺物食量
諸動料類

委託販賣

東京ランバード商會代理店
東京中外アスファルト株式會社代理店
東京千代田[illegible]
東京[illegible]文館發行書籍特約店
東京金港堂發行書籍特約店
[illegible]

藤田合名會社

本社 京城明治町二丁目 電話三〇番
出張所 京城南大門通 東京橋新三六九二番 鍋町一丁目

一歲の計を定む可きは正に今日此際に在り!

中學科を完全に獨習して立身成功の基礎を立てよ

大日本國民中學會

寺內陸軍大臣の贊辭 貴會中學講義錄披讀致候處講述の懇切平明なるは勿論各科の程度を一定し聯絡を保てるなど通信教授の進歩を驚く可き者有之各種の役務に從ふ者業務の閑を利用して講習を重ね智識を進め道德を高むるを得ば邦家の慶事に候

後藤遞信大臣の贊辭 近頃は通信教授が驚く可き進歩をなし大日本國民中學會の如き整備せる組織の下に最も簡易に中學全科を通信教授する機關がある我遞信鐵道從事員中同會に入れる者は學力の進歩品性の向上大に見る可き者ありと聞く予は此見地より貴會員の增加を希望する者也

小松原文部大臣の贊辭 中學に入る能はざる者の爲に中等教育を授け健全なる國民を養成せんとする主旨と存候今回御寄贈を辱せし第一號は中學の各學科を通じ講述懇切にして各學科の程度を一定せるなど誠に用意の淺からざるを認め候

二大講義錄

●會長 前文部大臣 東京市長 尾崎行雄

正則中學講義錄 ▲二ケ年半卒業

速成中學講義錄 ▲一ケ年半卒業

▲講義平易懇切言文一致體にて挿畫豐富
▲讀み易く理解に便なること他に比なし
▲會費の低廉は本會の一特色とする所也
▲本會卒業生には學費貸附の大特典あり
▲卒業生は三大學無試驗入學の特典あり
▲講義錄の外青年雜誌「新國民」を進呈す
▲見本つき規則書――申込次第無料進呈

事務所增築落成

新しき歲は來れり此際一年の計を定めんとする人は本會に入りて立身成功の基礎を作れ本會は尾崎會長の歸朝と共に大發展す可く先づ事務所を增築し講義に一大改良を加へ以て理想的通信教授の實を擧ぐ諸君の入會す可き好機は正に今日也!

本會事務所 東京神田駿河臺 電話本局三三〇〇番 三七〇四番

通信教授の模範として本會の眞價既に定まれり

諸君は本年の第一事業として速に本會に入學せよ